

小樽物産（有）黒澤商店に対するＪＡＳ法に基づく指示について

平成 2 1 年 1 2 月 4 日
環境生活部生活局くらし安全課

北海道は、平成 2 1 年 1 2 月 3 日付けで、小樽物産（有）黒澤商店に対して、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（ＪＡＳ法）第 1 9 条の 1 4 第 1 項の規定に基づき指示を行いましたので、その内容について公表します。

1 事業者の概要

- (1) 名 称：小樽物産有限会社黒澤商店
- (2) 代 表 者：代表取締役 黒澤 昭男
- (3) 所 在 地：北海道小樽市若竹町 1 0 番 6 号
- (4) 会社設立年月日：昭和 6 3 年 5 月 2 5 日
- (5) 事 業 内 容：青果物、食料品の販売等

2 北海道が確認した違反行為

小樽物産（有）黒澤商店は、商品名「かにみそ」（以下「当該商品」という。）について、当該商品の外箱に表示されていた賞味期限ラベル「09.08.03」をはがした上で、科学的・合理的根拠のないまま賞味期限を「09.11.30」に伸張させたラベルを貼り付け、店頭で 9 個を陳列・販売したこと。

（なお、このうち実際に消費者が購入したのは 4 個である。）

3 ＪＡＳ法に基づく措置

上記 2 の行為は、ＪＡＳ法第 1 9 条の 1 3 第 1 項の規定に基づき定められた加工食品品質表示基準（平成 1 2 年 3 月 3 1 日農林水産省告示第 5 1 3 号）第 6 条第 3 号に違反する行為です。

よって、北海道は、平成 2 1 年 1 2 月 3 日付けで、小樽物産（有）黒澤商店に対し、ＪＡＳ法第 1 9 条の 1 4 第 1 項の規定に基づき、指示を行いました。

4 指示の内容

- (1) 会社を取り扱う商品について、ＪＡＳ法に規定する品質表示基準を遵守し、表示責任者である製造業者等が表示した賞味期限を超過した日を、新たな賞味期限として再表示して販売するなどの不適正な表示を行わないこと。

- (2) 上記 2 の指示の対象となる行為の原因及び経緯を明らかにしてその改善を図り、再発を防止すること。
- (3) 会社の経営者や管理監督者はもとより、全ての従業員が、食品品質表示制度に関して正しい知識を習得し、J A S 法を遵守するよう徹底を図ること。
- (4) 会社における商品の品質表示等に関する管理体制の整備を図ること。
- (5) 上記 (1) から (4) に基づき講じた具体的な措置等について、平成 2 2 年 1 月 4 日までに、文書により北海道知事に報告すること。

問い合わせ先 環境生活部生活局暮らし安全課 消費問題対策グループ T E L 011-231-4111 (代表)(内線24-157) 011-204-5213 (直通)
--